



お知らせ版

2006  
4/15

# 広報ひこね

3	軽自動車税の支払がコンビニでもできます	5	人権・福祉交流会館（旧広野会館）の愛称がきまりました 「WAっとねす春日」
4	障害児児童クラブボランティア募集	7	ゴールデンウィーク期間中の救急医療

Re-Discovery & New-Creation

## 国宝・彦根城築城400年祭

期間：2007年3月21日（祝）～11月25日（日）

### キャラクターの愛称が決まりました



「ひこにゃん」という名前になりました。築城400年祭のPRをがんばります。よろしくお願います。

国宝・彦根城築城400年祭のキャラクターの愛称が「ひこにゃん」にきまりました。

キャラクターの名前は「広報ひこね」2月15日号や市ホームページなどで募集し、全国各地から応募いただいた1,167件（愛称数788点）の中から、実行委員会において選考、決定しました。

問い合わせ先 国宝・彦根城築城400年祭実行委員会事務局（〒彦根城築城400年祭推進室内）☎30-6141、FAX22-1398  
E-mail : 400th@ma.city.hikone.shiga.jp



### 国宝・彦根城築城400年記念事業 寄附の協力をお願い

彦根市では、平成19年に彦根城の天守が完成して400年を迎えることから、「国宝・彦根城築城400年記念事業」を実施します。この事業には、国宝・彦根城築城400年祭と、楽々園保存整備事業が含まれます。

この事業に賛同していただける皆さんから寄附金を募り、財源の一部に充てさせていただきます。この寄附金は、「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当し、税制の優遇措置の対象となります。

また、税制の優遇措置に関わらない募金や寄附などをいただける場合には、国宝・彦根城築城400年祭実行委員会でもお受けすることができます。

事業の趣旨にご賛同いただき、寄附にご協力いただけますようお願いいたします。

寄附の対象となる事業  
国宝・彦根城築城400年記念事業

① 国宝・彦根城築城400年祭

② 楽々園保存整備事業

受付期間  
平成20年3月31日まで

寄附の方法

〒彦根城築城400年祭推進室市役所3階）までお申し出ください。納付書をお渡します。彦根市指定・指定代理・収納代理金融機関でお納めください。

問い合わせ先 彦根城築城400年祭推進室（国宝・彦根城築城400年祭実行委員会事務局）☎30-6141番、FAX22-1398番  
E-mail : 400th@ma.city.hikone.shiga.jp

国民年金のお知らせ

滋賀社会保険事務局

ご利用ください、国民年金の「学生納付特例制度」

国民年金保険料の納付が困難な学生で、前年所得が一定基準以下のときには、申請して承認されると、保険料の納付が猶予されます。猶予される期間は、原則として、4月から翌年の3月までです。

対象となるのは、大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在籍している20歳以上の学生です。

猶予を受けた期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の額には反映されません。けれども年金を受け取る資格を得るために必要な期間（受給資格期間）には算入されます。また、万一のときに支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも参入されます。平成17年度に学生納付特例の



軽自動車税の支払いがコンビニでもできます

市 税 務 課

軽自動車税のお支払いに、コンビニエンスストアも利用できるようになります。

利用できるのは、平成18年度分からです。納付書を使って支払うだけに利用していただけます。

利用できるコンビニエンスストアは、5月中旬にお送りする納付書の裏に書いてありますので、そちらでご確認ください。また、市外の店舗もご利用いただけます。

なお、納付期限を過ぎた納付書では、コンビニエンスストアでの支払いはできません。また、固定資産税や市県民税は、コンビニエンスストアでは支払えません。これまでどおり、金融機関などでお支払いください。問い合わせ先 市税務課 証明係 ☎30-6108番、FAX 22-13052番

農業濁水を流さないで

市農林水産課

代かきや田植えの時期が近づいて来ました。農家の皆さんに



宇曹川からびわ湖に流入する農業濁水

承認を受けた人で、平成18年度も引き続き学生で学生納付特例を希望する人は、改めて申請が必要です。猶予された期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納付することができます（これを「追納」といいます）。追納した期間は、保険料を支払った期間となり、老齢基礎年金の額に反映されません。追納をお勧めします。ただし、2年経過した期間は当時の保険料に加算金がかかります。

申請は市役所で、学生納付特例の申請は、保険年金課、支所・各出張所で受け付けます。申請時には、年金手帳が基礎年金番号の分かるもの、学生証など学生であることを証明する書類（本人以外が手続きするときは印鑑も）が必要です。

問い合わせ先 市保険年金課 年金係 ☎30-6136番、FAX 22-1398番

平成18年度の年金額は0・3%減額されます

毎年の年金額は、物価の動向を表す「全国消費者物価指数」に基づき改定されることになっています。最近発表された平成

は忙しい時期です。この時期、農作業による濁水が流出すると、びわ湖の水質を悪化させ、魚など生き物が住みにくくなります。「環境こだわり農業」を目指して、近江米生産者としての自覚を持ち、濁水を流さない農業を実践しましょう。

けい畔の点検、あせシートを設置するなどをして、水漏れをなくしましょう。代かきは浅水で行い、濁水を流さないようにしましょう。

宇曹川からびわ湖に流入する農業濁水

17年の全国消費者物価指数が、前年と比べ0・3%下落していたため、平成18年度の年金額も0・3%引き下げられます。引き下げられた年金額での支給は、6月（4、5月分）からです。

障害基礎年金・遺族基礎年金受給資格要件の特例措置が延長されます

障害基礎年金や遺族基礎年金などを受け取る資格を得るのに必要な期間（受給資格期間）は、障害基礎年金のときには障害の原因となったけがや病気の初診日について、また、遺族基礎年金のときには死亡日について、「その日」の属する月の前々月までの1年間に未納がなければ、本来受給できない人にも受給を認めるという特例措置があります。

この特例措置は、はじめは今年の3月でなくなる予定でしたが、さらに10年間延長され、平成28年の3月まで続くことになりました。過去に未納期間がある人も、万一のときに備えて納付しましょう。また、保険料の納付が難しい人のために、保険料を免除する制度もあります。

問い合わせ先 彦根社会保険事務所 年金給付課 ☎23-1116番、FAX 23-9038番

田植え前の強制落水は絶対にやめましょう。問い合わせ先 市農林水産課 ☎30-6118番、FAX 24-9676番

田植え前の強制落水は絶対にやめましょう。

問い合わせ先 市農林水産課 ☎30-6118番、FAX 24-9676番

事業主の皆さん、済みましたか？労働保険の「年度更新」手続き

市 商 工 課

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続きは、確定した前年度の保険料と、本年度の概算保険料について、申告と納付を行っていただく重要な手続きです。

手続き期間は、5月22日（月）までです。事業主の皆さん、期間内のできるだけ早いうちに手続きを済ませてください。

なお、次のとおり申告相談が実施されますのでご利用ください。

日時 5月18日（木）、19日（金）の午前9時～午後4時  
場所 彦根労働基準監督署（西今町、彦根合同庁舎1階）  
問い合わせ先 滋賀労働局労働保険徴収室 ☎077-15221652番

彦根市青少年育成市民会議 賛助金協力者を募集しています

「彦根市青少年育成市民会議」は、各学区や各地区の青少年育成協議会、青少年育成指導員、警察、教育関係者などから構成される、青少年の健全育成を目的とする市民の会議です。ほかに、子ども会、自治会、各単位PTAなど青少年の健全育成に関係する団体が参加し、団体の相互の情報交換や、連絡調整などの役割をしています。また、青少年の団体やグループの活動への支援や、活動への参加の奨励、青少年の非行を防止する活動、青少年の社会環境の浄化を図る活動などを行っています。

彦根市青少年育成市民会議は、平成17年度から、広く市民の皆さんや市内の団体から、賛助金協力者を募集しています。市民会議の趣旨に賛同する人から賛助金を募り、市民会議の自主財源として、青少年健全育成にかかわるいろいろな事業や、啓発資料の作成・配布に使用させていただきます。賛助金は、1口5,000円です。協力していただいた皆さんには、市民会議の活動に関する資料などをお送りして、市民会議の情報をお知らせします。詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 市青少年課 ☎24-7971、FAX 23-9190

合同研修会

平成17年度の「市民会議・指導員合同研修会」作文表彰



内田収入役が再任



内田宏収入役

（平成14年4月から現職）  
内田収入役は、3月31日に1期目を終え、4月1日から収入役に再任し、2期目を勤めています。

楽しい遊びがいっぱい 子どもフェスティバル

体験コーナーや楽しい遊びなど、アイデアあふれる内容が満載です。就学前の子どもたちのために、ステージ発表やふれあい遊びを開催します。楽しい一日を過ごしてください。

日時 5月4日（木） 9:00～15:00  
場所 子どもセンター・荒神山公園（日夏町）  
入場料 無料  
問い合わせ先 高木・技研・昭和 金亀・荒神山公園管理業務特別共同体 ☎21-3923



主催 高木・技研・昭和 金亀・荒神山公園管理業務特別共同体 彦根市教育委員会  
協力 彦根市子ども会指導者連合会

※特に記載のないときは無料です。

行 事 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
楽しいおはなしのどい	5月6日出 14:00~	市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300	内 容：巻き絵・・・「だるまちゃんとてんぐちゃん」 影 絵・・・「私のワンピース」 素 話 絵本の開き読み
絵本をたのしむどい	5月13日出 14:00~	(出 演 ひこね児童図書研究グループ)	内 容：ブックトーク・・・テーマにそって本の紹介をしながら絵本を読みます

## 春の文化祭

【5月の行事】

主催：彦根市・彦根市教育委員会・(財)彦根市文化体育振興事業団  
問い合わせ先 団教育委員会生涯学習課 ☎24-7971、FAX23-9190

行 事	期 間	時 間	会 場	入場料
第25回 新作近江能面・彫刻展	5月3日(水・祝)~7日(日)	9:00~16:30(3日は12:00から7日は16:00まで)	市民会館ギャラリー	無料
お楽しみコンサート「子どもの日」	5月6日出	13:00~	ひこね市文化プラザ メッセ棟1階ロビー	無料
春の小品盆裁展	5月6日出・7日(日)	10:00~17:00(7日は16:00まで)	ひこね市文化プラザ メッセホール	無料
彦根で星を見る会(Ⅱ)	5月7日(日)	19:30~21:00(天候不良の場合は中止)	いろは松駐車場	無料
第5回 彩画会 展	5月12日(金)~14日(日)	9:30~17:00(14日は16:00まで)	市民会館ギャラリー	無料
春の市民音楽祭	5月14日(日)	13:00~16:00(開場は12:30)	ひこね市文化プラザ エコーホール	無料
第40回例会 青年座公演 殺陣師段平(たてしだんべい)	5月17日(水)	18:30~21:00(開場は18:00)	ひこね市文化プラザ グランドホール	有料
洋画グループ トワールド展	5月19日(金)~21日(日)	9:30~16:30(21日は16:00まで)	市民会館ギャラリー	無料
彦根花道協会 春季いけばな展	5月20日出・21日(日)	9:00~17:00(21日は16:30まで)	ひこね市文化プラザ メッセホール	無料
彦根市民合唱団 フィルハーモニックShiga 第12回 定期演奏会	5月21日(日)	14:00~16:00(開場は13:30)	ひこね市文化プラザ グランドホール	有料
モノクローム写真展	5月24日(水)~28日(日)	10:00~17:00(24日は12:00から)	市民会館ギャラリー	無料
テーマ展「赤羽刀(あかばねとう)と受贈の刀剣」	5月26日(金)~6月20日(火)(期間中無休)	8:30~17:00(入館は16:30まで)	彦根城博物館	有料
第7回 みずほいけ花展	5月27日出・28日(日)	9:30~17:00(28日は16:00まで)	みずほ文化センター	無料
第14回 写友レンゲ写真展	5月31日(水)~6月4日(日)	9:30~17:00(4日は16:00まで)	市民会館ギャラリー	無料

### 障害児児童クラブボランティア

1人で外出することが難しい障害児が、学校と家庭以外での社会経験を積む機会とするため、保護者が中心となって学童保育を実施しています。

この活動を支えるボランティアを募集します。  
活動内容 障害児の介助と療育 実施日 水・土曜日(週2回) 時間 ▶水曜日14:00~17:00▶土曜日13:00~17:00 場所 ▶水曜日 甲良養護学校(甲良町)▶土曜日 団子ども療育センター、団障害者福祉センター(ともに平田町) 応募条件 15歳以上(中学生は除く) 受付時間 土・日曜日、祝日以外の8:30~17:15 申込・問い合わせ先 団障害福祉課 ☎27-9981、FAX26-1767



### 彦根市障害者福祉推進会議委員

彦根市障害者福祉推進会議は、彦根市障害者福祉計画の策定や評価などについて協議する会議です。この会議で彦根市が今後すすめる障害福祉施策などについて、ご意見や提案をしていただく委員を募集します。推進会議は1年間に3回程度開催する予定です。

応募条件 市内に在住し、障害福祉に関心のある18歳以上の人(高校生は除く) 募集人数 2人(応募者多数の場合は選考) 任期 委嘱時から平成20年3月までの約2年間 応募方法 住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号と応募の動機(400字程度)を書いて団障害福祉課へ(郵便、ファクス、Eメールによる募集もできます) 応募期限 4月28日(金) 応募・問い合わせ先 団障害福祉課(〒522-0041平田町594) ☎27-9981、FAX26-1767、E-mail: shogaifukushi@

### 彦根市立病院懇談会委員

内容 市立病院の今後のあり方について懇談していただくなかで、いただいた意見や提言を病院運営の参考にします。委員の任期は平成19年3月31日までで、懇談会はこの間に3回程度開催する予定です。対象 市内在住の18歳以上の人(高校生は除く) 募集人数 2人(退任した委員の補充のため、今回の募集は2人です。なお応募者多数の場合は抽選となります。) 募集期間 4月15日(土)~同30日(日) 申込方法・問い合わせ先 はがきに住所、名前、年齢、電話番号と「市立病院懇談会委員応募」と書いて、市立病院企画経営課(〒522-8539 八坂町1882) ☎22-6050(内線3514) FAX26-0754へ

### 自衛隊 幹部候補生

資格 20歳以上26歳未満の人 22歳未満のときは、大卒者(見込み含む) 受付期限 5月12日(金) 1次試験日 5月20日(土)・同21日(日)(21日は飛行要員のみ) 問い合わせ先 自衛隊滋賀地方連絡部彦根募集事務所(旭町) ☎26-0587

### 標語と作文 第56回「社会を明るくする運動」

募集作品 青少年の健全育成や非行防止、更生の支援など社会を明るくする運動にちなんだもの 標語はがきに1人2編以内 作文400字詰め原稿用紙5枚以内に縦書き。文頭に必ず題名を書いてください 応募の決まり いずれも終わりに住所・氏名・電話番号を書いてください 対象 市内に在住・在勤・在学の人 応募期限 5月19日(金) 必着 応募・問い合わせ先 団教育委員会青少年課(〒522-0001尾末町1-38) ☎24-7971、FAX23-9190

### 高校生ボランティアサークル「かぶらの会」

「かぶらの会」は、レクリエーション活動を通して、子どもたちに仲間づくりや集団活動の楽しさを伝える高校生のボランティアサークルです。

活動内容 ▶市内の子ども会などでのレクリエーション指導 ▶毎月第2・第4土曜日午後の定例会(場所:ひこね市文化プラザ団体活動室)など 募集対象 市内在住・在学の高校生 問い合わせ先 団教育委員会青少年課 ☎24-7971、FAX23-9190



### 彦根市青年団協議会メンバー

あなたのやりたいことをかたちにしませんか?仲間と計画、準備し、実行することで、得られる充実感をいっしょに味わいましょう。活動内容 定例会、荒神山清掃活動、フリーマーケット出店など 募集対象 市内に在住、在勤、在学の18歳~30歳くらいの人 申込・問い合わせ先 団教育委員会青少年課 ☎24-7971、FAX23-9190、彦根市青年団協議会(北川方) ☎090-9048-8593(18:00以降) E-mail: hikonesiseinendan@mail.goo.ne.jp

### 第16回滋賀県ミシガン州友好親善使節団員

滋賀県では、姉妹州であるアメリカ合衆国ミシガン州へ県民による使節団を派遣し、一般家庭での生活体験などを通じて国際理解・親善を深めます。派遣期間 7月21日(金)~同29日(土) 派遣先 ミシガン州内の都市(5泊のホームステイを予定) 参加資格 市内在住の18歳以上の人(高校生は除く)で、健康で団体活動に協調できる人 70歳以上の方は、派遣に耐え得ると判断できる医師の診断書が必要で 参加負担金 221,000円程度 申込期間 5月10日(水)までの土・日曜日、祝日を除く毎日 申込・問い合わせ先 団市民交流課 ☎30-6113、FAX22-1398



## 愛称「WAつとねす春日」

応募者 井上明美さん(西今町)

(命名の理由)  
「WA」には、「輪」「環」「和」などいろいろな字があてられます。  
この名前には、さまざまな教養・文化活動などを通じて、いろいろな仲間や交流の輪ができていき、たくさんの方々の市民の方々が「わっ」と集まっていただけな施設になって欲しいという願いが込められています。  
また「春日」は、地域と彦根市全体との交流のかけはしを象徴する春日大橋にちなみしました。



▲彦根市地域総合センター「WAつとねす春日」

福祉の向上と、人権教育・啓発のための住民交流の拠点施設である「彦根市地域総合センター(広野会館)」は、施設の老朽化のため、現在改築工事を行っています。5月上旬の完成を前に、新しい施設の愛称が決まりました。  
新しい施設は名称が「彦根市地域総合センター人権・福祉交流会館」に変わり、地域に開かれたコミュニケーションセンターとして、人権課題の解決のための各種の相談事業や、教

養・文化活動、研修、啓発活動の事業を展開します。  
施設の愛称については、たくさん

の市民の皆さんが、広く利用し親しみを感じる施設にするために、市民の皆さんから募集しました。決定した「WAつとねす春日」は、応募のあった200点以上の作品のなかから、選ばれました。  
問い合わせ先 団人権政策課 ☎30-6115番 FAX22-1398番



# 健康管理だより

## 健康管理課

(平田町・福祉保健センター1階)

☎24-0816

FAX24-5870

ひこね元気計画21  
マスコットキャラクター



“コンキークン”

## けんこう相談

### ●保健師による相談

(9:30~11:00)

- 5月12日(金) 福祉保健センター
- 5月19日(金) 福祉保健センター
- 5月19日(金) 東山会館
- 5月23日(火) WAつとねず春日(旧広野会館)
- 5月24日(水) 稲枝地区公民館

※上記の日程以外にも、健康管理課では電話での相談を随時行っています。

## 栄養相談

### ●栄養士による相談

☆治療中の病気のある人は、主治医の許可が必要です。

(9:00~11:50)〈予約制〉

- 5月 8日(月) 福祉保健センター

## すくすく相談

☆母子健康手帳をお持ちください。

5月の第1週の身体計測は、火曜日です

### ●身体計測 (9:30~11:00)

- 5月 2日(火) 福祉保健センター別館2階  
対象:4か月~1歳未満児
- 5月11日(水) 福祉保健センター別館2階  
対象:1歳以上の児  
※絵本の開き読みなどもあります。
- 5月25日(水) 福祉保健センター  
※全乳幼児対象の個別相談も行います。
- 身体計測・個別相談 (9:30~11:00)
- 5月19日(金) 東山会館
- 5月23日(火) WAつとねず春日(旧広野会館)
- 5月24日(水) 稲枝地区公民館

## 離乳中期相談

☆母子健康手帳をお持ちください。

日時 5月18日(水) 9:45~11:30  
(受付は9:30~9:45)

場所 福祉保健センター  
対象 6~8か月児とその保護者  
(集団指導)

## 赤ちゃんサロン

☆母子健康手帳をお持ちください。

日時 5月2日(火) 9:45~11:30  
(受付は9:30~9:45)

場所 福祉保健センター  
対象 2~3か月児とその保護者  
内容 子育てに関する情報交換や、友達づくり

## すくすく ベイビー



別府航輝ちゃん  
(後三条町)



荒木智也ちゃん  
(野良田町)



高橋花季ちゃん  
(新海浜一丁目)

## 5月の乳幼児健康診査

場所 福祉保健センター別館(旧勤労青少年ホーム)2階

健診名	実施日	対象	受付時間
4か月児	9日(火)	平成18年 1月生	13:00~
	16日(火)		
10か月児	10日(水)	平成17年 7月 1日~14日生	14:00
	17日(水)		

場所 福祉保健センター

1歳6か月児	19日(金)	平成16年11月 1日~13日生	13:00~
	26日(金)	11月14日~30日生	
2歳6か月児	11日(水)	平成15年11月 1日~17日生	14:00
	18日(水)	11月18日~30日生	
3歳6か月児	8日(月)	平成14年11月 1日~16日生	14:00
	22日(月)	11月17日~30日生	

場所 南老人福祉センター(稲枝支所の北隣・田原町)

4か月児	24日(水)	平成18年 1月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	13:30~
10か月児	24日(水)	平成17年 7月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	

※4か月児健診以外、個人通知はありません。  
※10か月児以上の健診は、「すくすく手帳」で健診内容・持ち物をご確認ください。

※2歳6か月児健診には、歯ブラシとコップが必要です。



※3歳6か月児健診では、視力検査、検尿があります。朝一番の尿をきれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。

## 一全血献血

日時 4月22日(土) 10:00~15:30  
場所 ユーストア松原店等駐車場(松原町)

## ゴールデンウィーク期間中の救急医療

●救急医療案内  
救急医療情報システム ☎23-3799

### ●休日診療所 ☎22-1119

診療所名 彦根休日急病診療所(福祉保健センター内)  
診療科目 内科・小児科  
診療日 4月29日(土・祝)、同30日(日)、5月3日(水・祝)、同4日(木・休)、同5日(金・祝)  
診療時間 10:00~17:00  
(受付は16:30まで)

### ●歯科当番医

5月3日(水・祝) 文村歯科医院(清崎町) ☎25-3241  
5月4日(木・休) 中山歯科医院(芹橋二丁目) ☎22-7307  
5月5日(金・祝) 小林歯科医院(中央町) ☎22-6448  
※診療時間は、いずれも9:00~15:30

## パパママ学級

☆母子健康手帳をお持ちください。

内容 赤ちゃんのお世話(お風呂に入れたり、おむつ交換など)の体験 など  
日時 5月13日(土) 13:30~15:30  
(受付は13:15~13:30)

場所 福祉保健センター2階  
対象 市内に住民登録のある妊娠16週以降の妊婦と夫(夫婦での参加とします)  
定員 18組(申込多数の場合は、妊娠週数が進んでいる人や第1子出産予定の人を優先します)

申込期間 4月17日(月)~同26日(水)

申込方法 電話で健康管理課へ

## 献血

### 一成分献血一

日時 5月10日(水)  
10:00、11:00、13:00、14:00、15:00  
(各4人ずつ、計20人)

場所 福祉保健センター

※予約制です。4月26日(水)までに健康管理課へ申し込んでください。  
※40歳以上の人は成分献血の経験があり、1年以内に心電図検査を受けていることが必要です。

# 相談

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
くらしの行政相談所	4月26日(水) 13:00~15:30	アル・プラザ彦根6階特設会場	登記、年金、健康保険、道路交通、社会福祉、税、河川管理等、役所の仕事について苦情・要望などのある方はお気軽にご相談ください。なお、相談は無料で秘密は守られます。 総務省滋賀行政評価事務所 ☎077-523-1100
よろず相談	4月26日(水)、28日(金) 13:00~16:00	福祉保健センター別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821、FAX22-2841
人権相談	5月2日(火) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 人権政策課 ☎30-6115、FAX22-1398
勤労者のための法律相談	5月19日(金) 18:30~20:00	ひこね燦ばれす ☎26-7272	電話による予約制(受付は4月29日(土・祝) 9:00から先着3人)、相談料:1回1,000円(相談日当日にお支払いください)
交通事故相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 9:00~16:00	湖東地域振興局2階	被害者、加害者を問わず、専門の相談員が相談に応じます 圏交通事故相談所彦根支所 ☎27-2230
消費生活相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 10:00~16:00	圏生活環境課(市役所1階)	架空請求への対処、悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、身近な消費生活や契約にかかわるトラブルに関する相談 圏生活環境課 ☎22-1411(内線173)
子ども・家庭相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 8:30~17:15	圏家庭児童相談室(福祉保健センター) (電話での相談もできます)	子どものことや、家庭内の悩みについての相談(育児不安・児童虐待・夫婦間暴力 など) 圏家庭児童相談室 ☎23-7838、FAX26-1768
のぞみ相談室	毎日 10:00~22:00	(電話による相談)	ひとり親家庭等の相談、DV(配偶者または親密な関係の異性からの暴力)に、専門の相談員が応じます のぞみ相談室 ☎21-1080

## 終了しました 住宅リフォーム促進事業

彦根市内の産業の活性化と、雇用の確保を目的として、平成14年度から4年間にわたって実施してきた「緊急雇用対策彦根市住宅リフォーム促進事業」は平

成17年度で終了しました。今年度の募集はありません  
問い合わせ先 圏商工課 ☎30-6119、FAX22-1398



## 動く図書館 たちばな号

巡回日程【5月前半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐車場	時間
2日(火)	宮田町山田神社	11:00
	J A 東びわこ鳥居本支店駐車場	13:20
	鳥居本高根団地	14:10
	小野こまち会館	15:00
9日(火)	太東山会館前	13:20
	湖上平団地堤医院	14:10
		15:00
10日(水)	葛籠町公民館	13:30
	高宮地域文化センター B S アパート2号棟	14:20 15:10
11日(木)	清崎町ばんば	13:20
	J A 東びわこ本店前駐車場 河瀬地区公民館	14:10 15:00
12日(金)	多景保育園横	13:20
	長曾根町	14:10
	彦根ニュータウン中央部	15:00
13日(土)	楡公民館	13:30
	昭和アルミ茂賀ハイ	14:20
	広野会館	15:10

駐車場での駐車時間は、30~40分間です。

図書館休館日  
5月前半

1日(月)、3日(水・祝)、4日(木・休)、5日(金・祝)、8日(月)

## し尿収集予定日 5月前半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)  
収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。  
収集のときは、バケツ1杯の水をご用意ください。



1日(月) 幸、松原一丁目、松原二丁目、松原(四ッ川)、野田山、正法寺、地藏、原(原西団地)、西沼波(東部)本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、銀座、中央(第1・4部)、芹橋一丁目、芹橋二丁目(河原二丁目の一部を含む)三津

2日(火) 幸、芹、安清、外、里根、野田山、正法寺、地藏、西今、平田(大沢)開出今蔵の町団地、八坂東団地、三津、海瀬

8日(月) 里根、外、戸賀、小泉、山之脇、開出今蔵の町団地、八坂東団地、野瀬、西今、三津、海瀬

9日(火) 後三条(下)、芹川、馬場一丁目、馬場二丁目、長曾根、八坂北、開出今団地(第1・3部)大藪、開出今、西今、三津屋

10日(水) 中央(第2・3部)立花、金亀、尾末、大藪、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、池州、開出今、西今、三津屋

11日(木) 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、元、船、旭、中藪一丁目、中藪二丁目、中藪、長曾根南、甘呂、宇尾、須越、開出今

12日(金) 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、佐和、大東、錦(第1部)和田、平田(大沢を除く)、甘呂、宇尾、須越、八坂

この「広報ひこね」は41,500部作成し、1部当たりの単価は7円（1円未満切り捨て）です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

## ご存じですか？

# 児童手当

### 児童手当とは？

児童手当は、児童を養育している人（養育者）に、家庭生活の安定と、児童の健全な育成や資質の向上に役立つよう支給される手当です。彦根市では、**国**保険年金課などの窓口で申請し、毎年6月に「現況届」を提出すれば、支給される理由がなくなるまで6月、10月、2月に支給されます。

支給される額は、第1子、第2子が1人につき月額5,000円、第3子以降は10,000円です。

### 支給を受けるには

児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。支給の要件（下をご覧ください）を満たすと思う人は、**国**保険年金課、支所・各出張所（公務員の人は勤務先）に申請書を提出してください。養育者の住所が市外にあるときは、住所地の市区町村で申請してください。申請すると、原則として申請した月の翌月分から支給されます。

申請には、年金加入証明、所得証明書、住民票などの書類が必要な場合があります。

年金加入証明は、養育者が厚生年金・共済年金に入っているときに必要です。

平成17年1月1日に、ほかの市区町村に住所があった養育者は、その市区町村の発行する、平成17年度（平成16年中の所得）児童手当所得証明書が必要で

養育している児童が、ほかの市区町村に住所があるときは、その児童の属する世帯全員の住民票の写しが必要

です。そのほかにも、書類が必要になる場合があります。申請時に窓口でお問い合わせください。

### 制度が拡大されます

法立が改正され、平成18年4月から児童手当制度が拡大されます。今回の拡大により、支給の対象となる児童が、小学6年生を終えるまで（正確には、12歳になる年度を終えるまで）に拡大されます。併せて所得制限が緩和されます。改正の詳しい内容については、「広報ひこね」などで改めてお知らせします。

問い合わせ先 国保険年金課 ☎3016  
136番、FAX 2211398番

## 平成17年度所得制限限度額

(平成16年中の所得に適用)

扶養親族の数	国民年金加入者 所得限度額	厚生年金・共済年金 加入者所得限度額
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

《注1》この表は、請求者（児童を養育している人）の所得に適用されます。所得から8万円を引いてあてはめてください。

《注2》所得税法の老人控除対象配偶者か、老人扶養親族がある人は、老人控除の対象となる配偶者や老人扶養親族1人につき6万円ずつこの表の所得制限限度額に加算してあてはめてください。

《注3》扶養親族などの人数が6人以上のときは、1人につき38万円（扶養親族が上の《注2》に該当するときは44万円）を加算してあてはめてください。

改正（緩和）後の所得制限限度額については、広報ひこねなどで改めてお知らせします

## 児童手当支給の要件

▶彦根市で児童手当の支給を受けるには、次の条件のすべてに当てはまる必要があります

### ・彦根市に住所がある

(市外に住所がある人は、住所のある市区町村で手続きしてください)

### ・小学3年生までの児童を養育している

※正確には9歳になる年度を終えるまで

### ・所得が一定限度額未満である

(左の表「所得制限限度額」をご覧ください)